

○添付書類：委託団体・代理店窓口で確認後、機構へ送付してください。

△提示書類：委託団体・代理店窓口で確認後、返却してください。(機構への送付は不要)

(1) 共済契約者が共済金の貸付けを受けていない場合

		変更する届出内容						備考 (共済契約者の) 属性
		事業所所在地		事業所名称		代表者の変更	婚姻等による 名称変更	
		法人	個人 事業主	法人	個人 事業主	法人	個人 事業主	
必 要 な 書 類	履歴事項全部証明書(注) (写しでも可)	△		○		△		商業登記簿謄本(写しでも可)
	共済契約締結証書 (様式⑩111)			○	○		○	紛失した場合は、「締結証書の再発行依頼」と交付から3か月以内の「印鑑証明書」の原本
	掛金預金口座振替申出書 (変更用)(様式⑩105)			○			○	
	戸籍謄本等 (写しでも可)						○	姓名変更の経緯が分かる書類であること

(注) 変更する届出内容が事業所名称で、履歴事項全部証明書で経緯が確認できない場合は、閉鎖事項全部証明書または閉鎖登記簿謄本(写しでも可)も併せて必要となります。

なお、変更する届出内容が事業所名称の場合には、変更後、共済契約者に新しい共済契約締結証書を送付します。

(2) 共済契約者が共済金の貸付けを受けている場合

		変更する届出内容						備考 (共済契約者の) 属性
		事業所所在地		事業所名称		代表者の変更	婚姻等による 名称変更	
		法人	個人 事業主	法人	個人 事業主	法人	個人 事業主	
必 要 な 書 類	履歴事項全部証明書(注) (交付から3か月以内の原本)	○		○		○		商業登記簿謄本でも可 (交付から3か月以内の原本)
	住民票 (交付から3か月以内の原本)		○				○	住民票記載事項証明でも可 (交付から3か月以内の原本)
	共済契約締結証書 (様式⑩111)			○	○		○	紛失した場合は、「締結証書の再発行依頼」と交付から3か月以内の「印鑑証明書」の原本
	掛金預金口座振替申出書 (変更用)(様式⑩105)			○			○	
	償還金預金口座振替払に 関する申出書(変更用) (様式⑩362)			○			○	
	戸籍謄本等 (写しでも可)						○	姓名変更の経緯が分かる書類であること

(注) 変更する届出内容が事業所名称で、履歴事項全部証明書で経緯が確認できない場合は閉鎖事項全部証明書または閉鎖登記簿謄本(3か月以内の原本)も併せて必要となります。

なお、変更する届出内容が事業所名称の場合には、変更後、共済契約者に新しい共済契約締結証書を送付します。

《個人情報の利用目的について》

機構が契約変更届出書で取得したお客様の個人情報につきましては、契約者基本台帳へのデータ入力、締結証書作成の業務に利用します。また、お客様ご本人からの契約内容に関する問い合わせに対する相談業務、お客様の契約状況を把握するための管理資料作成、掛金納付状況通知の業務に利用します。

